

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例制定  
について

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように  
制定する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 39 条第 1 項の規定に基づく保護施設  
の設備及び運営に関する基準その他保護施設に関し必要な事項を定めるため、  
この案を提出する。

## 那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第57号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第39条第1項の規定に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準その他保護施設に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、生活保護法及び厚生労働省令(救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号。次条において「基準省令」という。))その他の同法第39条第2項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。))において使用する用語の例による。

(救護施設等の設備及び運営に関する基準)

第3条 救護施設等の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第2条中「に対し」とあるのは「に対し、その意思及び人格を尊重し」と、「適切な」とあるのは「利用者の立場に立った適切な」と、基準省令第6条の2第2項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従つて必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従つて必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(体制の構築等)

第4条 救護施設等は、常に施設と地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 救護施設等は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(秘密の保持等)

第5条 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 救護施設等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止等)

第6条 救護施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 救護施設等は、利用者の処遇を行うに当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(医療保護施設の運営)

第7条 医療保護施設は、医療法(昭和23年法律第205号)その他医療に関する法令に従って、適切な運営を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第8条 保護施設の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

- 2 保護施設の設置者の役員及び保護施設の職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。
- 3 保護施設は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。